

家計調査結果（参考）

調査の目的

家計調査は、全国の農林漁家以外の世帯の収入や支出を調査するものです。この調査によつて、世帯でえた収入がどのようなものに、いくら支出されたか。その支出の仕方が収入額や家族人員あるいは地域別などの違いによつて、どのように異なっているか、というように家計を通して国民生活の実態を明らかにして、経済政策や社会政策をたてるための基礎資料を得ることを目的としています。

調査の方法

この調査の対象となる世帯は全国の約 2,000万におよぶ世帯のうち、農林漁家などを除いた約 1,400万世帯ですが、このぼう大な数の世帯を全部調査することは、経費、労力、時間のうえからみてほとんど不可能ですからそのうちから一部の世帯をぬきだして調査し、全国の結果を推定する、標本調査の方法を採用しています。それは次のような段階で行なわれます。

調査世帯の選び方

まず、昭和36年10月1日現在の市町村から、118市56町村を抽出します。次に調査世帯を選ぶため、この抽出された市町村内に設けられている昭和35年国勢調査区にもとづいて単位区を設定し、約1,400単位区を無作為に選びます。なお、単位区は昭和35年国勢調査の一般調査区について近接した2調査区を組としたものです。（以上は統計局で行ないます。）

次に、その単位区内にあるすべての世帯を記載した名簿（「単位区世帯名簿」）を作り、この名簿から、無作為に6世帯を選びます。（無作為に選ぶとは、くじびきのような方法をもつて、仕事をする人の主観がはいらないように選ぶことです。）

そして、1調査員は2単位区、12世帯を担当します。

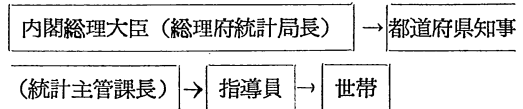
このように抽出された世帯（調査予定世帯）に調査への協力を依頼し、承諾した世帯を調査世帯として選定します。

なお、どうしても記入を承諾しない世帯は準調査世帯とします。

調査の期間と系統

この調査世帯に、家計簿によつて6か月間、勤労者世帯については家計収入と支出を、一般世帯については家計支出を、それぞれ記入します。

調査市町村には調査に従事する家計調査員（全国で672人）がおかれ、都道府県には調査員を指導する家計調査指導員（全国で108人）がおかれ、次の系統によつて実施されます。



利用上の注意

家計調査はこれまで述べてきたような調査の仕方で行なわれるものであります。ここに参考として昭和37年8月分の勤労者世帯（世帯主が官公庁、学校、会社、工場商店などに雇用されている世帯、ただし、世帯主が社長取締役、理事などの会社団体の役員である世帯は一般世帯とする）について調査した結果のうち本県関係部分を掲載しましたが、この結果をみると調査世帯が、水戸市30、古河市14、友部町8というように非常に少ないことにお気づきのことと思います。そのためこの結果は、標本誤差が大き過ぎて、これをそのまま鵜呑みにして利用することは極めて危険でありますので、一応の参考として利用されるようお願いいたします。

なお、9月分からは調査世帯も増え、水戸市はそのまま利用可能となり、古河市、友部町は他の県の結果とあわせ、関東地方として公表されます。

勤労者世帯 1 カ月の収入と支出 (37年8月分)

単位円

項 目		水 戸 市	古 河 市	友 部 町
世帯数		30	14	8
世帯員数		4.13	4.50	2.88
有業人員数		1.46	1.43	1.75
収入総額		64,543	55,979	37,286
実収入		42,241	34,288	24,135
勤め先収入		37,989	32,711	23,390
世帯主収入		32,658	29,629	14,965
(定期)		31,866	29,007	14,965
(臨時)		792	622	—
その他の世帯員収入		1,417	1,464	1,821
事業・内の職収入		368	980	—
その他の収入		3,884	597	745
(社会保障給付)		126	—	—
実収入以外収入		8,928	8,921	10,753
(貯金引出)		6,846	1,929	8,439
(保険取金)		—	—	—
前月から繰入金		13,374	12,770	2,398
記入不備		—	—	—
支出総額		64,543	55,979	37,286
実支出		37,104	38,170	25,594
消費支		33,843	35,539	23,797
食料		12,862	13,098	11,191
穀類		2,791	3,549	2,959
副食		6,104	5,669	4,643
嗜好食		3,068	3,084	2,516
外食		899	796	1,073
住居費		3,338	6,514	3,718
(家賃地代)		648	1,196	325
(家具什器)		1,431	3,989	2,783
光熱費		1,567	1,472	887
被服費		3,399	2,388	760
雑費		12,677	12,067	7,241
(保健衛生費)		2,426	1,796	636
(教育費)		150	375	—
(教養娯楽費)		2,485	2,807	2,182
(交際費)		2,522	1,903	1,689
(損害保険料)		36	96	25
非消費支出		3,261	2,631	1,797
(勤労所得税)		651	407	235
(その他の税)		937	1,013	278
実支出以外支出		13,480	7,389	7,491
(貯金)		7,061	2,652	4,438
(保険掛金)		1,603	1,613	847
翌月へ繰越金		13,959	10,420	4,201
記入不備		—	—	—

最近の麻薬取締から

最近特に新聞、ラジオ、テレビ、週間誌等によつて麻薬禍について取り掲げられPRされ国会において問題にされあるいは国民の間でも認識を深めて来たことは、時期が遅かつたとは言ひ喜ばしい事である。

それでは麻薬とはどんなものであるかという事について極く簡単に申し述べると

- 1 「けし」から採取したアヘンアルカロイド系から抽出したもの、例えば阿片、モルヒネ、コデイン、ヘロイン等
- 2 コカ葉から抽出したもの例えばコカイン
- 3 化学的に合成したもので厚生大臣が指定したもの、例えばオペリヂン、ドロモラン等

と大別する事が出来てこれ等のものは連用すると中毒症状を呈するものであつて、特にヘロインは中毒性が他の麻薬に比べて強力である。そのため国際連合加盟国においてはヘロインの製造販売使用等を全面的に禁止している。

よくこの麻薬と麻酔薬、覚せい剤を混同される方があがるが一般に麻酔薬とは吸入麻酔としてエーテル、クロロホルム、笑気等があり静注にエビバンソーダ、内服にアペルチン抱水クロラル等があつて単独で使わずに各種の薬物を混合して手術等に使うのが常である。又覚せい剤は主にヒロポン、ゼドリン等があつて代表的にヒロポンとして知られている。

麻薬を取扱上から二つに分けると合法麻薬と非合法麻薬に分けられる。合法麻薬とは麻薬取扱者の免許を取得した者医師、歯科医師、薬剤師等が正規のルートで麻薬を購入しこれを医療用に使うものであつて非合法麻薬とは密輸、密造した正規ルート以外のものの他にヘロインがある。

主に非合法麻薬は大都市、駐留軍基地周辺、密造、港湾のある地域に多く集まつていて、そこへ中毒患者が蝟集するのである。ヘロインは外国（香港、バンコック等）で1瓦4～5百円であるが国内に搬入されると約10倍の4～5千円になり等量のブドー糖を加えるから又2倍になる、ブドー糖を加えたヘロイン1瓦を25倍に別けて、これを1包（0.04g～0.05g）と称し6百円位で販売される、このヘロインを消毒もせずに水道水で溶いて静脈に注射して陶酔感に浸つているのが現状である。年間700億円位の金があるため国外に流れているというこの

陶酔感が口や筆で現わすことが出来ぬ程何ともいえないものであつて、一度この味を覚えたらやめられないと言う。反面、薬を断つと禁断現象（欠伸、流涙、便秘、下痢、倦怠、不眠、食欲不振、胃痛、悪寒戦慄等）が発呈し死ぬ苦しみを1週間位続けるのが特徴である。この陶酔感の味と禁断現象の恐ろしさの明暗2つのため中毒から脱却することが出来ずとずると泥沼の深みに入り込んでしまうのである。主にヘロインを取扱う者は何々組とか何々派とかいう愚連隊、暴力団等の組織のあるものが取扱つて彼等の資金源としている。

合法麻薬については前にも述べたとおり医療用の鎮痛剤として胃痙攣、胆石症、癌の痛み止め等に使われなくてはならない薬であるが、一度その使用を誤ると麻薬は忽ち変じて魔薬となり身を亡ぼしその家庭を破壊する恐るべき薬となるものである。麻薬犯罪の根源は中毒者であると申しても過言ではないので、この中毒者の実態を把握することが取締の大きな仕事となつている。本年2月現在における本県の中毒者は別表のとおりであるが、これは調査時には転帰（治癒）していても1～2カ月すると又中毒になつていたという例が殆んどである。本県には約100名位の中毒者が登録されているが麻薬に耽溺し又は癖のある者を合計推定すれば3～4倍はあるのではないかと思われる。特に医療関係者（医師）に中毒者の多いのは手近に医療用の麻薬があるためその魅力に引かれるとか一時的に疾病の疼痛から逃れるために使用するようである。非合法麻薬と合法麻薬による中毒者の年令を比較すると非合法麻薬による中毒者は20才台に多く合法麻薬による中毒者は40才以上に多くなつているのが特徴である。違反事件についてはやはり自己の麻薬中毒による不正使用が一番多く昨年は5件6名の違反者を検察庁へ送致してある。これらは特に悪質のもので送検しなかつた者は約2倍位ある。本県においては非合法による違反事件は殆んどなかつたが最近では県南方面に於て1件3名が警察に検挙されている。地理的にも東京、横浜に近いので京浜方面の取締りが厳しくなると地方へ分散して取締りから逃れるという方法を取るようになって来た傾向である。莫大な金銭を消費し然も身心を亡ぼす麻薬を我々の身边、県内から追放しようではありませんか。（県医薬務課 田口麻薬係長）

中毒者実態調査結果

年令別

性別 年令	男		女		計	
	現中毒	転帰	現中毒	転帰	現中毒	転帰
20以下	1	0	0	0	1	0
21~25	0	5	0	1	0	6
26~30	1	2	0	0	1	2
31~35	4	3	1	3	5	6
36~40	4	4	3	2	7	6
41~50	6	6	4	7	10	13
51~60	7	9	3	0	10	9
61以上	9	3	4	1	13	4
計	32	32	15	14	47	46

国籍別

性別 国籍	男		女		計	
	現中毒	転帰	現中毒	転帰	現中毒	転帰
日本人	32	32	15	14	47	46
中国人	0	0	0	0	0	0
朝鮮人	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
計	32	32	15	14	47	46

職業別

性別 職業	男		女		計	
	現中毒	転帰	現中毒	転帰	現中毒	転帰
俸給生活	3	3	0	0	3	3
労務者	2	2	0	0	2	2
商人	6	2	1	1	7	3
車夫	0	0	0	0	0	0
飲食業	0	3	0	0	0	3
遊戯場	0	1	0	0	0	1
貸席	0	0	0	0	0	0
接客婦	0	0	0	3	0	0
医療関係	1	11	0	0	1	11
職人	3	5	0	0	3	5
学生	0	0	0	0	0	0
農水産	7	1	3	1	10	2
船員	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	0	0	1	1
無職	9	3	11	9	20	12
計	32	32	15	14	47	46

薬品別

麻薬品	現中毒	転帰	計
ヘロイン	0	6	6
モルヒネ	17	21	38
阿片アルカロイド	24	16	40
コカイン	0	0	0
コデイン	0	1	1
アミノブテン	0	0	0
あへん煙膏	0	0	0
その他	6	2	8
計	47	46	93

中毒の原因動機

原因動機	現中毒	転帰	計
疾病等で末期的疼痛不安よりの逃避	36	21	57
好奇心	0	0	0
誘惑模倣	0	10	10
誘惑模倣	11	15	26
覚せい剤等より移向	0	0	0
その他	0	0	0
計	47	46	93

中毒治療について

現中毒

中毒の治療をしている	0
中毒の治療をしていない	47
計	47

転帰

	全治	一応治療等
中毒を治療した	30	8
中毒を治療しなかつた	8	0
計	38	8

生活保護法の保護を受けているか(現中毒)

生活扶助	うけている	1
	うけていない	46
医療扶助	うけている	1
	うけていない	46
その他の扶助	うけている	0
	うけていない	47